

第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定について

1 基準年度及び計画期間

国の地球温暖化対策計画に準じ、以下のとおりとしたい。

基準年度：平成25年度（2013年度）

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和12年度（2030年度）

2 対象とする温室効果ガス

第1次計画においては、地球温暖化に極めて大きな影響を及ぼす二酸化炭素のみを対象としたところであるが、その他の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）に係る排出量が推計可能かどうか検討を進めることとしたい。

【参考】二酸化炭素のみを対象とした場合に想定される温室効果ガス削減目標

国の地球温暖化対策計画における部門別削減目標（割合）に基づき推計。

【単位：t-CO₂】

		平成25年度 (2013年度) 【基準年度】	令和12年度 (2030年度) 【目標年度】	削減量 【H25-R12】	削減目標 【基準年度比】
産業 部門	非製造業	102,362	63,464	38,898	△38%
	製造業	2,110,951	1,308,790	802,161	△38%
	工業プロセス部門	612,867	527,066	85,801	△14%
	(産業部門計)	(2,826,180)	(1,899,320)	(926,860)	(△33%)
民生家庭部門		666,681	226,672	440,009	△66%
民生業務部門		324,159	158,838	165,321	△51%
運輸部門		544,995	354,247	190,748	△35%
エネルギー転換部門		24,383	12,923	11,460	△47%
廃棄物部門		51,094	43,941	7,153	△14%
吸収源（吸収量△）		—	△257,827	257,827	—
合計		4,437,492	2,438,114	1,999,378	△45%

○二酸化炭素排出量算定方法

国のマニュアルに示されている統計データの案分方法に加え、一部については協定工場等からのデータ提供を受け、より正確な排出実態を把握する方法により算定。

○吸収源算定方法

「森林経営面積」及び「公共施設緑地面積」にそれぞれ規定の吸収係数を乗じて算定。

3 温室効果ガス排出削減に関する対策・施策

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項の規定に基づき、温室効果ガス排出量削減のための対策や施策、その目標について 4 つの項目（再生可能エネルギーの利用促進、事業者・住民の削減活動促進、地域環境の整備及び改善、循環型社会の形成）ごとに定めることとなっている。

市として取り組むべき具体的な対策や施策、その目標について整理した上で、今後、御審議いただくこととしたい。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ・再生可能エネルギーの導入拡大
- ・再生可能エネルギーの地産地消の普及 等

(2) 事業者・住民の削減活動促進

- ・省エネルギー性の高い設備・機器等の導入
- ・次世代自動車の普及
- ・脱炭素ライフスタイルへの転換（クールビズ・ウォームビズの徹底、省エネ診断の普及、食品ロスの削減） 等

(3) 地域環境の整備及び改善

- ・道路交通流対策
- ・都市緑化等の推進 等

(4) 循環型社会の形成

- ・廃プラスチックのケミカルリサイクル拡大
- ・廃棄物排出量の削減 等